

第三者評価結果シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK15113
SK15190

③施設名等

名 称 :	生駒学園
施設長氏名 :	竹田 功
定 員 :	100名
所在地(都道府県) :	大阪府
所在地(市町村以下) :	東大阪市中石切町2丁目5番5号
T E L :	072-981-1005
U R L :	http://ikoma-gakuen.com/
【施設の概要】	
開設年月日	1952/5/22
経営法人・設置主体（法人名等） :	生駒学院
職員数 常勤職員 :	36名
職員数 非常勤職員 :	9名
専門職員の名称（ア）	社会福祉士
上記専門職員の人数 :	2名
専門職員の名称（イ）	保育士
上記専門職員の人数 :	28名
専門職員の名称（ウ）	社会福祉主事
上記専門職員の人数 :	15名
専門職員の名称（エ）	幼稚園教員免許
上記専門職員の人数 :	19名
専門職員の名称（オ）	臨床心理士
上記専門職員の人数 :	3名
専門職員の名称（カ）	栄養士
上記専門職員の人数 :	1名
施設設備の概要（ア）居室数 :	45室
施設設備の概要（イ）設備等 :	
施設設備の概要（ウ） :	
施設設備の概要（エ） :	

④理念・基本方針

生駒学園は、浄土真宗を開かれた親鸞聖人のみ教えに基づき、家庭環境に恵まれない子ども達の救済のために、大正12年に設立されました。
「感謝 報恩」を基本理念とし、子ども達がやさしい心を育み、社会に尽くすことができる人に育ってくれるよう支援しています。

⑤施設の特徴的な取組

①自治会の実施

毎月グループにてグループ自治会を実施し、その内容をもって全体の自治会を開催
各ホームから代表1~2名が参加して行う、施設長や職員も同席・参加
自治会の役員は高校生の男女に担ってもらい、その選任は子どもたちで決めている
自治会からの要望などは必ず職員会議で報告する、また実施可能な行事も検討し実施している

②高校生、卒園生との関わりや交流

高校生には座談会を開き、職員との関わり方や男女の交流、卒園後の関係継続も目指している
他の子の意見なども聞き、自分のルーツや現状、将来についても考える場になることも目指す
卒園生が集う「睦会」を毎年実施し、卒園生の現状把握や連絡の輪の広がりも目的としている
在園時の野球活動を活かし、卒園生で社会人野球に参加

③近隣中学校区内の幼稚園、小学校、中学校（3校園）との連携

3校園に対し担当窓口の職員を置き、それぞれに定期的な交流会などを実施
3校園の研修会や交流・懇親会などに加わり、4校園として関わりを行っている

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2017/6/29
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2018/3/27
受審回数	1回
前回の受審時期	平成26年度

⑦総評

◇施設の概要

生駒学園（以下「当施設」という。）の前身は、大正12年に開設された少年保護法に基づく矯正施設「生駒学園」です。昭和23年に児童福祉法に基づく教護院に変更、昭和27年に養護施設（定員125名）に種別変更、以降何度かの園舎の新築・改築を重ねてきました。平成10年に法改正に伴い児童養護施設「生駒学園」に種別名称を変更しました。平成24年には児童棟の全面改築、新施設はそれまでの大舎から10のユニット（定員100名・男児5ユニット、女児4ユニット・幼児1ユニット）で構成されています。当施設は大阪府と奈良県を分ける生駒山系の中心である、生駒山の西側の裾野（東大阪市）の住宅街の真中に位置しています。当施設は、「感謝 報恩」を基本理念として、入所している子どもたちの権利擁護に配慮して、子どもたちがやさしい心を育み、社会のために尽くすことができる人に育つことを養育・支援の基本としています。

◇特に評価の高い点

子どもの意見や思いを聴取するための取り組み

子どもに対して「生活アンケート」を年に2度実施するほか、2ヶ月に1度の割合で子どもの「意向表明・状況確認シート」（学園の生活、学校での生活、家庭・家族についての思いを把握するための調査）を作成・実施したり、各ホームに意見箱を設置して子どもの意見や要望等を積極的に把握したり、さらに子どもの自治会や座談会を開催し、子どもの声を積極的に聞く取り組みがなされ、子どもの生活に対する満足度や思いを積極的に聴取して、養育・支援に反映していることは大いに評価されます。

自己評価の取り組み

施設の養育・支援の質の向上に向けて、3年ごとに第三者評価を受審し、また第三者評価を受審しない年度における自己評価は毎年実施し、組織化された自己評価集計委員会や拡大主任者会議によって評価結果を分析・検討しています。評価結果については、その結果や改善課題等が明確にされ、文書化されています。改善課題は、すぐに改善できること、1年かけて改善すること、すぐには難しいことの3種類に分けて整理し、必要度、重要度に応じて改善に向けて取り組んでいることは、施設の運営や養育・支援の質の向上に向けた取り組みとして大いに評価されます。

子どもの出生や生い立ちに関する適切な情報提供

2ヶ月に1度作成する「状況確認シート」を参考に、子ども一人ひとりのニーズに合わせ、子どもの出生や生い立ちに関する適切な情報提供を実施しています。子どもによっては、児童相談所との連携によるライフストーリーワークも活用しています。また、告知した際のダメージ評価、アフターフォローも大切に考え、取り組んでいます。今後も、子どもの「知る権利」を保障するために、充実した対応が期待されます。

子どもの入所時における細やかな配慮や工夫

子どもの入所にあたっては、全職員で情報共有した上で、「入所のしおり」を用いて必要事項を説明するとともに、「ウエルカムボード」を作成し、心理担当職員から必要な情報提供を行うなど、細やかな配慮や工夫を行っています。今後も、これらの取り組みを継続し、入所する子どもの不安軽減に努めることが期待されます。

◇改善が求められる点

子どもや保護者に対する必要な情報の周知

施設の生活主体者である子どもや保護者等に、施設の様々な取り組みや考え等の中で、情報提供や説明しなければならない事柄等を周知することが求められます。具体的には、法人・施設の理念や主な事業計画の内容、入所時の必要な情報提供や自立支援計画についての意向把握と同意、施設の苦情対応の仕組みなどについて、丁寧な説明がなされることが求められます。

職員一人ひとりの育成に向けた取り組み

職員の経験年数や役職等に対応する「求められる職員像、期待される職員像」が整備されていないので作成するとともに、職員個々がそれに依拠して年間の目標を設定し、その目標の達成に向けて取り組むべき仕組みを構築するなど、職員一人ひとりの育成に向けた取り組みを実施することが求められます。

地域支援に向けた活動の取り組み

施設の設備を使用した地域支援事業としては、東大阪市を含む5市と契約し実施しているショートステイ事業のみであり、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会、交流を意図した行事等は実施できていません。施設の専門性や特性を活かした相談事業や支援活動の実施は、今、強く社会的養護関係施設にも求められている役割・機能であるので、実施に向けて取り組むことが求められます。

ホームページを活用した情報の公表・公開の充実

ホームページや「学園だより」等を通じて、施設の養育・支援内容や理念、基本方針等が公開されています。しかし、事業計画や財務等に関する情報、また第三者評価の受審に関することや苦情内容・解決状況等について公表されていません。施設運営の透明性を確保することが求められており、改善が望まれます。

体罰や不適切なかかわりへの対応体制の強化

「施設内虐待防止マニュアル」を作成し、施設において、いかなる場合でも体罰や子どもの人格を辱める行為を行わないよう、研修も徹底して対応しています。一方、「不適切なかかわり」については、文書化による明確な位置付けが確認できません。判断に職員間の差が生じないように、子どもを交えた検討会をもち、子どもたちの意見を加味して、何を「不適切なかかわり」とするのかについて検討を加え、「不適切なかかわり」を文書化した上で、防止に向けた取り組みを充実することが求められます。また、事案が生じた場合に備え、就業規則において厳正に処分する規定を設けることが求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント(※受審施設が作成します。)

評価結果報告書については、早速各スタッフルームに配布し、全職員が閲覧可能としています。4月採用の新任職員を交えて、報告書内容について共有する時間を設けることと予定しています。
前回の受審から3年が経過し、その間、様々な取り組みを行い、施設全体のレベルアップに繋げていくことが出来たと自負しています。今回、その取り組みについての評価は、今後も継続していけるように、全職員が協力して取り組んでいきます。ご指摘・ご助言頂いた項目については、当施設としてどのような取り組みが可能か？無理なく継続するには？等について十分に協議し、今後の課題として、しっかりと取り組んでいきたいと考えます。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】	
<p>法人や施設の理念、基本方針は明文化され、ホームページやパンフレット等に記載されています。その内容は、養育の目標や子どもの権利擁護への取り組みなどが謳われた今の時代に応じた適切なものになっています。</p> <p>職員には年度初めの職員会議で説明がなされていますが、子どもや保護者への周知に向けた説明が十分なされていないので、入所時等に必ず説明する、といった仕組みを取り入れることが望まれます。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】	
<p>行政機関等からの通知や関係団体等の会議、研修の場において、社会福祉事業全体の動向について把握しています。また、大阪府の福祉計画等は、児童施設部会等で把握しています。施設が位置している地域の動向については、要保護児童対策地域協議会や東大阪市福祉施設会への参加により把握しています。</p> <p>施設長は、昨年度の決算報告書からコスト分析をするなど、施設の経営状況を把握・分析しています。</p>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【コメント】	
<p>現在の経営課題として、建物の償還財源や修繕積立等の財務面と、家庭的養護推進に向けた取り組みが挙げられ、中・長期計画に落とし込まれています。</p> <p>これらの経営課題は、一部の職員には周知が来ていますが、職員全体のものとはなっていないので、経営状況や改善すべき課題等は、すべての職員に周知することが望まれます。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】	
平成26年度に策定された家庭的養護推進計画が中・長期計画として位置づけられ、計画的に取り組んでいます。平成31年度までの5年間で第1期とされ、地域小規模児童養護施設を2箇所開設することが明文化されています。平成30年度にその内の1箇所が開設される予定で目下、準備がなされています。 ただ、計画としては財務計画を作成する必要があり、財務計画に裏打ちされた計画遂行が求められますので、改善することが望まれます。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】	
単年度の事業計画は、財務面と養育・支援面の取り組み計画が明文化されています。内容的にも単なる行事計画ではなく、子どもの権利擁護や学習への具体的な取り組み、地域との関わりなど具体的な成果が評価できる内容になっています。 ただ、中・長期計画の内容が反映されていないので、地域小規模児童養護施設への平成29年度の取り組み計画等について計上することが望まれます。	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】	
事業計画は、主として主任が他の職員と話し合っ、全体としてまとめています。単年度の事業計画は、毎年度末に振り返りが実施されていますが、半年に1度の割合で実施状況を把握し、評価・見直しが求められており、今後の改善が望まれます。	
② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
【コメント】	
施設行事等が掲載された「学園だより」を一部保護者に郵送していますが、事業計画の主な内容について、子どもや保護者に伝えることができていません。事業計画のどの部分をどのような形で周知するのか、職員間で話し合っ、実施に向けて取り組むことが求められます。	

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】	
施設の養育・支援の質の向上に向けて、3年ごとに第三者評価を受審し、また第三者評価を受審しない年度における自己評価は組織的に実施し、組織化された自己評価集計委員会や拡大主任者会議によって評価結果を分析・検討しています。	
② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【コメント】	
評価結果についてその結果や改善課題等が文書化されています。改善課題は、すぐに改善できること、1年かけて改善すること、すぐには難しいことの3種類に分けて整理に、必要度、重要度に応じて改善に向けて取り組んでいます。	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】		
<p>施設長は、就任以来毎年自らの取り組み実績をまとめ、役割と責任を分析しています。毎年度初めに、職員会議資料の中に「施設長の役割について」と銘打って、「子どもたちに関して」、「職員に関して」、「地域福祉の推進に関して」について表明し、職員に伝えています。</p> <p>ただ、施設長の職責に関する職務分掌表が文書化されていないので、改善に向けて取り組むことが望まれます。</p>		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
【コメント】		
<p>施設長は、行政や関係機関・団体からの通知や会合、研修会等で法令遵守に関する情報や知識を把握しています。特に不正防止や子どもに対する不適切な関わり防止に向けた法令を中心に、幅広く関連法令を把握する努力をしています。</p> <p>今後は、遵守すべき法令等の職員への周知に向けて、より具体的にに取り組むことが望まれます。</p>		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<p>施設長は、会議において各ホームの養育・支援の現状と課題を議題に上げ、状況把握と対応に向けて取り組んでいます。また、施設長は毎月実施されている棟会議にできるだけ参加して、状況の把握に努めています。</p> <p>さらに拡大主任会議やケース会議、給食会議にも参画し、積極的に取り組んでいます。同時に職員研修についても力を入れ、施設内研修も増加しています。</p>		
②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<p>施設長は、経営の改善に向けて、職員の意見や意向の把握に努めています。具体的には職員との個別面談を実施し、配置希望や働きやすい施設環境の実現に向けた課題の把握等に努めています。施設内に次年度の体制に向けた「事務所・指導員会議」を設置したり、職員に対する職務上の悩みや意見・要望等についてのアンケート調査を実施して、施設の経営に反映させています。</p>		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】		
<p>中・長期計画の中に「職員確保の方策」として、実習生や学生ボランティアを対象として整備する、退職者の再雇用、福利厚生充実等の方針が掲げられています。目下、4名の宿直職員で対応していますが、管理宿直には学生アルバイト（月2、3回）で対応しています。</p>		

<p>② 15 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>施設の基本方針には「一人ひとりの子どもとの関わりを大切にし、豊かな心と健やかな身体を育み、生きる力の基礎を養う」として、子どもの権利擁護や最善の利益などの基本となる考えが示されています。これらは施設が共通して職員に求める職員像として明確にされています。人事考課等の必要性は感じており、これからの課題として取り組みたい意向です。 今後、人事基準を明確にし、一定の人事基準に基づいた人事考課等の取り組みが望まれます。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>職員の就業状況や意向把握については、施設長による個人面談や職員アンケート等により実施しています。また、ストレス・チェック表の配布や心理職員によるメンタルヘルス体制を構築するなど職員の心身の健康と安全に向けて取り組んでいますが、現状ではオーバーワークの課題もあり、抜本的に取り組むことが望まれます。</p>	
<p>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	
<p>① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>c</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>職員の経験年数や役職等に対応する「求められる職員像、期待される職員像」が整備されていないので作成するとともに、職員個々がそれに応じて年間の目標を設定し、その目標の達成に向けて取り組むべき仕組みを構築し、職員一人ひとりの育成に向けた取組を実施することが求められます。</p>	
<p>② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>施設の基本方針には「一人ひとりの子どもとの関わりを大切にし、豊かな心と健やかな身体を育み、生きる力の基礎を養う」として、子どもの権利擁護や最善の利益などの基本的な考えが示されており、研修に関しても施設内外の研修計画を立て、それに沿って職員の教育に取り組んでいます。 とりわけ、「学園版援助指針」についての研修の取り組みは、実質的な養育・支援のあり方に繋がるものとして評価されます。</p>	
<p>③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>職員の役職や経験等、またテーマに応じた研修計画が設定されています。しかし、OFF-JTが中心であり、特に新任職員等の教育・指導に効果があるとされるOJTの取り組みがなされていません。組織的、制度的に職務を通じて訓練、教育できるOJTを導入することが望まれます。</p>	
<p>(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>	
<p>① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>実習生受け入れマニュアルが整備され、実習生に対する教育・育成に関する基本姿勢が明文化されています。また、実習生の指導に関する流れが図式化され、プログラムも詳細に立てられています。実習担当者には「評価について」を作成し、評価の視点や仕方について教育しています。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】	
<p>施設運営の透明性を確保することが求められていますが、ホームページや「学園だより」等を通じて、施設の養育・支援内容や理念、基本方針等が公開されています。しかし、事業計画や財務等に関する情報は公開できていないので、公開に向けて取り組むことが望まれます。</p> <p>同時に第三者評価の受審に関することや苦情内容・解決状況等について公表されていないので、改善が望まれます。</p>	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
【コメント】	
<p>施設の事務、経理、取引等に関してルールが定められ、経理規程等に明文化されています。しかし、職員への周知が十分になされていないので、周知に向けての取り組みが望まれます。</p> <p>経理指導のため嘱託の税理士を委嘱、導入するほか、公認会計士による会計管理体制の整備に関する調査・報告・指導のため、監査法人を導入し、自主監査を実施しています。</p> <p>また、各ユニットの小口現金の使途等について事務長が毎月チェックするなど、内部のチェック体制も整っています。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【コメント】	
<p>子どもの社会化のため、地域との積極的な交流は必要と考えています。地域のフットサルクラブへの参加や町内会の川掃除、清掃奉仕への協力参加を実施しています。学校の友人も遊びに来やすいように、ユニットで生活している子どもたちの理解があれば居室で遊ぶことができることも、子どもの話し合いによって決められています。</p> <p>今後は、更に地域の人々とのコミュニケーションを活発にできるように取り組むことが望まれます。</p>	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】	
<p>ボランティア活動の受け入れマニュアルは整備され、学園にとってボランティア受け入れは、地域交流の架け橋と位置づけられています。これまで行事ボランティアや学習ボランティアが活動していますが、さらに学習ボランティアの積極的な導入を図ることが望まれます。また、卒業論文の協力や学校教職員の施設見学等で学校教育への協力は実施していますが、協力への基本姿勢が明文化されていないので、改善に向けて取り組むことが望まれます。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】	
<p>個々の子どもの状況に対応できる地域の関係機関や団体等の社会資源は、事務所および各ホームに掲示されています。児童相談所とは密接に連携し、定期的な連絡会、研修会が行われています。</p> <p>また、東大阪市福祉施設会や要保護児童対策地域協議会活動において、共通する課題に向けて協働して取り組みがなされています。</p>	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	C
【コメント】		
<p>施設の設備を使用した地域支援事業としては、東大阪市を含む5市と契約し実施しているショートステイ事業のみであり、地域の住民の生活に役立つ講演会や研修会、交流を意図した行事等は実施できていません。</p> <p>施設の専門性や特性を活かした相談事業や支援活動の実施は、今、強く社会的養護関係施設にも求められている役割・機能であるので、実施に向けて取り組むことが求められます。</p>		
②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【コメント】		
<p>5市と契約し実施しているショートステイ事業や、東大阪市福祉施設会の活動等を通じて福祉ニーズの把握に努めています。</p> <p>しかし、具体的な事業や活動の実施まで至っていないので、今後の課題として取り組むことが強く望まれます。</p>		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】		
<p>理念や基本方針に子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し、実践しています。また、大阪府社会福祉協議会児童施設部会が策定した「倫理綱領」を毎月の職員会議で全員が唱和し、意識化しています。</p> <p>施設で作成した「援助指針」には、具体的な支援場面に子どもを尊重した基本姿勢が明文化されており、養育・支援の実践に反映させています。</p>		
②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
【コメント】		
<p>「子どものプライバシー保護」に特化した規程やマニュアルは整備されていませんが、養育・支援の標準的な実施方法が定められている「援助指針」の必要な項目には、プライバシーの保護に対する配慮が明文化されています。また、「学園における(被措置児童等)施設内虐待対応マニュアル」が整備され、子どもの権利擁護に関する取り組みが行われています。</p> <p>ただ、そうした取り組みが子どもや保護者に周知することができていないので、改善に向けて取り組むことが望まれます。</p>		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】		
<p>アドミッションケアの手順等は、施設の「援助指針」に明記されています。施設に入所予定の子どもや保護者に対しては、パンフレットや入所のしおり等で施設生活や養育・支援の内容等について説明するほか、必要に応じて見学にも応じています。</p>		

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
【コメント】	
<p>入所時や入所後における養育・支援の内容についての説明は、資料を用いてできるだけ丁寧に実施していますが、同意に向けては予防接種の同意等、最低必要な事項のみに留まっています。</p> <p>子どもや保護者に説明すべき事項の説明にあたっては、確認を取る意味でも同意書を取るなどの配慮が望まれます。</p>	
③ 32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
【コメント】	
<p>担当者の変更や措置変更等において、養育・支援の内容が従前の内容と著しく変わり、子どもに不利益が生じないためにも、引継ぎにあたっては丁寧に取り組むことが望まれます。</p> <p>特に施設変更や里親への委託変更に際しては、詳細な引継書を作成し、養育・支援の継続に配慮することが望まれます。</p>	
(3) 子どもの満足の向上に努めている。	第三者 評価結果
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
【コメント】	
<p>子どもに対して「生活アンケート」を年に2度実施するほか、2ヶ月に1度の割合で子どもの「意向表明・状況確認シート」（学園の生活、学校での生活、家庭・家族についての思いを把握するための調査）を作成・実施するなど、子どもの生活や職員等に対する満足度や思いを積極的に聴取して、養育・支援に反映しています。</p>	
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【コメント】	
<p>苦情解決の体制は確立されており、年に2回、第三者委員会が実施され、苦情や事故等の報告に基づいた対応についての助言等がなされています。施設の玄関に運営適正化委員会のポスターや、施設が作成した苦情対応に関する掲示物が掲示されています。</p> <p>苦情内容等について広報誌「学園だより」に一部掲載され、公表されています。</p>	
② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
【コメント】	
<p>「子どもの権利ノート」に相談や意見は施設の誰にでもできる旨の記載があり、子どもに配布され、説明がなされています。個別に相談や意見が言いやすいようにハード面でも配慮がなされています。</p>	
③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【コメント】	
<p>子どもの思いや意見等は、「生活アンケート」や「状況確認シート」「子ども会」「意見箱」等で把握に努めていますが、子どもや保護者から個別に相談や意見を受けた際の流れや対応を定めたマニュアルが未整備になっており、改善に向けた取り組みが求められます。</p>	

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【コメント】	
子どもの安全と安心を確保するため、あらゆるリスクに対するリスクマネジャーの設置、リスクマネジメントに関する会議の設置、事故発生時の対応と手順、ヒヤリハット・事故報告書の収集等を盛り込んだマニュアルの整備と実施に向けた取組が望まれます。特に事故防止に向けたヒヤリハット事例の収集について、さらなる取組が望まれます。	
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【コメント】	
感染症対策に向けての取組は主任保育士が担当しており、該当する研修へ参加し、伝達研修で職員全員に周知しています。感染症マニュアルは、作成年月日が明示されていないので、明示すると同時に見直しに向けて取り組むことが望まれます。	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
【コメント】	
緊急連絡簿は作成されていますが、さまざまな状況を想定した内容となっていないので、特に子どもと職員の安否確認の方法を中心とした災害時対応マニュアル等の整備が望まれます。	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
【コメント】	
施設の標準的な養育・支援の実施方法は、平成27年4月に作成した「学園援助指針」に基づいています。内容は、入所からリビングケア、アフターケアに至るまでの各ステージにおける項目ごとに、具体的な援助内容等がプライバシー保護や権利擁護の視点から明記されたものとなっています。	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
【コメント】	
毎年、「学園援助指針」について研修がなされ、内容を検証し、改善が必要な部分は、年度末に修正する仕組みとなっています。検証や見直しにあたっては、職員向けのアンケートや子どもの意見等を反映するように努めています。	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
【コメント】	
自立支援計画は、年間2回立案しています。アセスメント・シートについては前回の第三者評価時において指摘があり、作成に向けて取り組んでいますが、幼児用のシートがない等十分とは言えないので、再度改善に向けて取り組むことが望まれます。また、自立支援計画の内容等を子どもや保護者に周知し、意向を把握するとともに同意に向けての取組が求められます。	

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【コメント】		
自立支援計画は、半年に1回作成しており、その折が振り返りの時期となっています。自立支援計画を緊急に変更する場合は、ホーム会議で対応しています。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
【コメント】		
記録の書き方については、新任研修時に説明していますが、記録者によって内容や書き方に差異が出ないように「記録要領」の策定が望まれます。また、施設長の考えからパソコンの導入には消極的ですが、業務の効率化や統一した記録の実現、情報の共有のためにも導入に向けて取り組むことが望まれます。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
【コメント】		
個人情報保護については規程が整備され、会議等で職員への周知に努めています。施設が知り得た子どもや家庭の個人情報について、施設の取り扱いの基本的な考えを子どもや保護者に説明できていないので、「入所のしおり」などを活用して周知に向けて取り組むことが望まれます。		

□

内容評価基準（41項目） A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果	
①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
【コメント】		
子ども、職員への年2回のアンケート調査、2ヶ月に1度の「状況確認シート」の作成、年2回の自立支援計画見直し作業を通して、職員の養育・支援が子どもの最善の利益を目指しているかを継続的に確認しています。今後も、社会的養護の根幹である子どもの最善の利益を目指して、職員が共通認識を持って日々の養育・支援にあたることを期待されます。		
②	A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
【コメント】		
2ヶ月に1度作成する「状況確認シート」を参考に、子ども一人ひとりのニーズに合わせ、子どもの出生や生い立ちに関する適切な情報提供を実施しています。子どもによっては、児童相談所との連携によるライフストーリーワークも活用しています。また、告知した際のダメージ評価、アフターフォローも大切に考え、取り組んでいます。今後も、子どもの「知る権利」を保障するために、充実した対応が期待されます。		
(2) 権利についての説明		
①	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
【コメント】		
子どもに対し、「生駒学園版援助指針」や「権利ノート」を用いて、権利について正しく理解できるよう取り組んでいますが、年齢別の配慮や代替の資料作成が不十分です。今後は、子どもたちが権利を正しく理解できるような、さらなる工夫を行うなど、この項目の求める内容を踏まえた取り組みが望まれます。		

(3) 他者の尊重		
①	A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
【コメント】		
<p>支援学級を利用している子どもが複数おり、他の子どもへ理解を求めるために働きかけるなど、他者への配慮する心を養うよう努めていますが、職員と子どもが個別的にふれあう時間の確保という点では、十分ではありません。</p> <p>今後は、この項目の求める内容を踏まえたさらなる取り組みが望まれます。</p>		
(4) 被措置児童等虐待対応		
①	A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	c
【コメント】		
<p>「施設内虐待防止マニュアル」を作成し、施設において、いかなる場合でも体罰や子どもの人格を辱める行為を行わないよう、研修も徹底して対応しています。</p> <p>今後は、就業規則の見直しも含めて、この項目の求める内容を踏まえた取り組みが求められます。</p>		
②	A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【コメント】		
<p>「不適切なかかわり」について、判断に職員間の差が生じないように、子どもを交えた検討会をもち、子どもたちの意見を加味して、何を「不適切なかかわり」とするのかについて検討を加え、「不適切なかかわり」を文書化した上で、この項目の求める内容への対応を行うことが求められます。</p>		
③	A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
【コメント】		
<p>「施設内虐待防止マニュアル」を策定するとともに、子どもの意見を踏まえて意見箱の設置場所を決めるなど、被措置児童等虐待への対応体制を整備していますが、届出・通告制度についての子どもへの資料の配布・説明が確認できません。</p> <p>今後は、この項目の求める内容を踏まえたさらなる取り組みが望まれます。</p>		
(5) 思想や信教の自由の保障		
①	A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
【コメント】		
<p>仏教（浄土真宗）の教えを基本理念として運営していますが、宗教行事への参加は子どもの意思に基づいています。</p> <p>思想・信教の自由は保障されています。</p>		
(6) こどもの意向や主体性への配慮		
①	A9 子どものものであった生活とのつながりを重視し、そこから分離されるに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
【コメント】		
<p>子どもの入所にあたっては、全職員で情報共有した上で、「入所のしおり」を用いて必要事項を説明するとともに、「ウエルカムボード」を作成し、心理担当職員から必要な情報提供を行うなど、細やかな配慮や工夫を行っています。</p> <p>今後も、これらの取り組みを継続し、入所する子どもの不安軽減に努めることが期待されます。</p>		

<p>② A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>子どもによる「自治会」を定期的開催し、子ども自らが生活上のルールを検討し、目標を定め、振り返りも行っており、またその実施記録も残しています。 今後も、子どもの意向を尊重した取り組みを継続することが期待されます。</p>	
<p>(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活</p>	
<p>① A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>自治会等における子どもの意見を尊重し、各ホームのルールに反映しています。また職員は、ケース会議、棟会議などの各種会議で情報を共有するとともに、「状況確認シート」で子どもの状況を把握しながら、子どもの主体的な生活の実現に向けて取り組んでいます。 今後も、これらの取り組みを継続することが期待されます。</p>	
<p>② A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>職員は、子どもの買い物に同行してアドバイスを行うなど、年齢に応じた金銭感覚が身につくよう、支援しています。自立を控えた子どもへのトレーニング方法を検討中ですが、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムの作成にまでは至っていません。 今後は、この項目の求める内容を踏まえた取り組みが望まれます。</p>	
<p>(8) 継続性とアフターケア</p>	
<p>① A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>子どもの家庭復帰に向けて、必要に応じて親子訓練室を活用するなど、円滑な家庭復帰を支援しています。家庭復帰後も、再度要保護状況に陥ることを防ぐ意味でも、施設で分かる範囲の状況を把握し、記録を整備するとともに、児童相談所と情報共有することが望まれます。</p>	
<p>② A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>複数の措置延長実績があります。この項目が求める内容を実現するために、児童相談所とも連携し、必要な措置延長を積極的に行っています。 今後も、取り組みの継続が期待されます。</p>	
<p>③ A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>退所者の会が作られ、毎年決まった日に集まり、近況報告と交流がなされています。子どもの退所にあたっては、担当者を定めるとともに、退所後の連絡先を確認し、情報を得られる体制を整備しています。 今後も、取り組みの継続が期待されます。</p>	

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
【コメント】	
<p>子どもに対する年2回のアンケート調査とともに、ヒアリングを基に作成する「状況確認シート」などから、子どもの意見、感情、言動を受け止めるよう、努めています。アンケート結果を第三者委員に報告し、第三者委員の意見を求めています。</p> <p>今後も、これらの取り組みを継続することが期待されます。</p>	
② A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
【コメント】	
<p>年6回の「状況確認シート」作成に向けた子どもへのヒアリング等において、子どもの基本的欲求を把握し、それらに対応するよう努めています。</p> <p>職員と子どもが個別に触れ合う時間としては、そのヒアリング時や、病院への通院時等がありますが、さらなる信頼関係の構築に向けて、より一層の工夫を図ることが望まれます。</p>	
③ A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
【コメント】	
<p>子どもが自ら判断し、行動していけるように支援するため、隔年で新任職員へのCSP（コモンセンスペアレンティング）研修を実施し、職員のスキルアップに取り組んでいます。また、暴力防止のための予防教育として、小学校1・2年生の子どもと職員を対象に、CAP研修を実施しています。</p> <p>朝・夕の時間帯について、職員配置の充実に努めています。十分とはいえないため、引き続き検討することが望まれます。</p>	
④ A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
【コメント】	
<p>自治会等における子どもの意見を踏まえ、発達段階に応じた学びや遊びを支援できるよう、図書やDVDの貸し出しを行っています。玩具については、子どもが個人として所有しています。</p> <p>施設内で保育が実施されていますが、年齢や発育状況に応じたプログラムを策定した上で実施することが望まれます。</p>	
⑤ A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
【コメント】	
<p>子どもに対する指導が必要な場面では、職員は社会規範、ルールを毅然とした態度で伝えるよう、努めています。自転車などの交通ルールについては、子どもに対して定期的に注意を促すとともに、掲示物を作成するなど、工夫しています。</p> <p>今後も、取り組みの継続が期待されます。</p>	

(2) 食生活		
①	A21 食事は、団らんの中でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
【コメント】		
<p>子どもの年齢や生活状況に合わせて、ホームごとで食事時間を設定し、汁物はホームで温め、ごはんもホームで炊くなど、より家庭的な雰囲気での食事ができるように、工夫しています。また、ホームごとに年に複数回の外食を行うなど、多様な食事の機会設置にも努めています。</p> <p>今後も、これらの取り組みを継続することが期待されます。</p>		
②	A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
【コメント】		
<p>給食会議を毎月開催し、自治会での子どもの意見を踏まえて検討するとともに、年に2回、幼稚園年齢以上の子どもに対して嗜好調査を実施し、結果をランチルームに掲示するとともに、献立に反映しています。また、アレルギーなど健康状態への配慮も適切に対応しています。</p> <p>今後も、取り組みの継続が期待されます。</p>		
③	A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
【コメント】		
<p>平成29年度はホームごとに4回の調理実習を行い、買い出しから調理に至るまで、子どもが主体的に参加しています。また日常的に、食前準備、食後の後片付けなどを子どもが行い、自然と食習慣が身につくよう、支援しています。</p> <p>今後も、これらの取り組みを継続し、食育をさらに推進していくことが期待されます。</p>		
(3) 衣生活		
①	A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
【コメント】		
<p>定期的に衣服代や靴代を支給し、子どもが自ら選択して購入できるよう、職員は支援しています。また、子どもが適切に衣習慣を身につけられるよう、日常生活の中で職員がさりげなく助言をしています。</p> <p>今後も、この項目の求める内容を踏まえ、取り組みを継続していくことが期待されます。</p>		
(4) 住生活		
①	A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
【コメント】		
<p>平成24年に全面改築された建物は、全体的に整美が行き届いており、子どもたちは快適な環境のもとで生活を送ることができています。</p> <p>ただ、幼児ユニットのトイレについては、プライバシーへの配慮が十分とはいえない状況であったため、職員間で改善に向けて検討することが望まれます。</p>		
②	A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
【コメント】		
<p>男児5ユニット、女児4ユニット・幼児1ユニットの、計10ユニットによる小規模グループにおいて、家庭に近い雰囲気のもとで養育・支援が実践されています。</p> <p>今後も、子ども一人ひとりにとって安全、安心の場所となることを全職員が意識し、取り組みを継続することが期待されます。</p>		

(5) 健康と安全		
①	A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	b
【コメント】		
<p>年に3回開催する子ども全体集会で周知するなど、身体の健康の自己管理に向けて取り組んでいます。整髪については、理髪ボランティアを受け入れています。</p> <p>自転車などの交通ルールについて、子どもに対して定期的に注意を促すとともに、掲示物を作成するなど、工夫していますが、施設の立地条件、近隣の道路事情から、正しい交通ルールの伝達に向けたより一層の取り組みが望まれます。</p>		
②	A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
【コメント】		
<p>医療機関と適切に連携し、健康診断や身体測定を定期的実施して子ども一人ひとりの成長曲線を作成するとともに、必要に応じて受診に同行するなど、支援しています。また、健康に関する外部研修に参加した職員は、施設内で伝達研修を行っています。</p> <p>今後も、取り組みの継続が期待されます。</p>		
(6) 性に関する教育		
①	A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
【コメント】		
<p>職員レベルで、性の課題と個別に向き合う姿勢は確認できました。ただ、性教育カリキュラムを作成し、計画的に実施するなどの継続的な取り組みが不十分です。</p> <p>今後は、この項目が求める内容を踏まえて取り組むことが望まれます。</p>		
(7) 自己領域の確保		
①	A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
【コメント】		
<p>自他の境界線がわかるような支援について、職員は普段の生活の中で配慮しています。また各ホームごと小口現金の枠を拡大し、子どもたちの希望に合わせて個別な物品を購入できる体制をとるなど、この項目の求める内容を実現する工夫を確認しました。</p> <p>今後とも、継続して取り組むことが期待されます。</p>		
②	A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
【コメント】		
<p>アルバムは将来、子どもたちが自分の生い立ちを確認するための貴重な資料です。子ども一人ひとりのアルバムを作成しています。</p> <p>今後は、個別な写真に年月日やコメントを記入するなど、この項目が求める内容を踏まえた取り組みの充実が望まれます。</p>		
(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
①	A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
【コメント】		
<p>「暴力問題への対応マニュアル」を整備し、子どもの暴力や不適応行動などに対応していますが、職員に対する研修は実施できていません。</p> <p>今後は、この項目が求める内容を踏まえた上で、行動上の問題への対応について、取り組みの充実が望まれます。</p>		

② A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
【コメント】	
施設内の子ども間の暴力、いじめなどが発生しないよう、職員の勤務時間や配置の調整、必要に応じたカンファレンスなどを行い、個別対応ではなく施設全体でカバーする体制整備に努めています。今後は、この項目が求める内容を踏まえた上で、より一層の取り組みにつなげることが望まれます。	
③ A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
【コメント】	
強引な引き取りが起こり得る場合には、職員間で情報を共有し、統一した対応を図ることができるよう、周知徹底しています。今後も、この項目が求める内容を踏まえて、取り組みを継続することが期待されます。	
(9) 心理的ケア	
① A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
【コメント】	
心理担当職員は、非常勤の男女3名の体制で、必要な子どもへの心理治療を実施するとともに、職員のメンタルヘルスも担当しています。自立支援計画作成の際は、子どもの担当者への説明など、間接的に関与しています。今後は、職員間の連携をより一層強化するとともに、対象となる子どもの保護者への定期的な助言について検討することが望まれます。	
(10) 学習・進学支援、進路支援等	
① A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
【コメント】	
学習ボランティアの受け入れ、また学習通級指導の活用などに取り組んでいますが、学力に応じた学習支援という観点で、特に小学生への学習支援の体制が不十分です。今後は、施設入所児の基礎学力が低いという現状に鑑みて、この項目が求める内容を踏まえ、体制を強化することが望まれます。	
② A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】	
子どもの進路決定にあたり、必要な場合は柔軟に措置延長を行うなど、子どもの自己決定を尊重して支援しています。また、親や学校、児童相談所等の関係機関との連携も、適切に図っています。今後も、これらの取り組みを継続することが期待されます。	
③ A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
【コメント】	
子どもの状況に応じてアルバイトを奨励し、社会経験を積むことができるように支援するとともに、「アルバイト状況一覧表」を作成し、状況把握に努めています。職場実習については、子どもが通う学校が主体となって取り組んでいます。今後は、この項目が求める内容を踏まえた、取り組みの充実が望まれます。	

(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
①	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
【コメント】		
<p>「対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務」など、家庭支援専門相談員の役割を明確にし、家族との信頼関係づくりに取り組んでいます。子どもの状況に応じてケース会議等で検討し、面会、外出、一時帰宅などを行い、また学校行事について保護者に情報提供するなど、子どもと家族との良好な関係を調整しています。</p> <p>今後も、これらの取り組みの継続が期待されます。</p>		
(12) 親子関係の再構築支援		
①	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
【コメント】		
<p>親子関係の再構築に向けて、家庭支援専門相談員が中心となり、関係機関と適切に連携しながら取り組んでいます。家庭復帰を目指し、必要に応じて活用することができるよう、親子訓練室を用意していますが、家族療法等の実施には至っていません。</p> <p>今後は、この項目が求める内容を踏まえた、さらなる取り組みの充実が望まれます。</p>		
(13) スーパービジョン体制		
①	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
【コメント】		
<p>養成研修を修了した基幹的職員をスーパーバイザーとして配置し、職員がいつでも相談できる体制を整備しています。年2回の職員アンケートを実施するなど、職員が問題を抱え込まないように配慮していますが、定例的なスーパービジョンの実施は行っていません。</p> <p>今後は、この項目が求める内容を踏まえた、さらなる取り組みの充実が望まれます。</p>		